

平成28年度

東近江市農業委員会
第1回 総会議事録

- 1、開催日時 平成28年4月22日（金）午後1時30分から午後2時55分
- 2、開催場所 東近江市役所 新館313・314議室
- 3、出席委員 37人

●農業委員

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出席	21	出席
2	欠席	22	出席
3	出席	23	出席
4	出席	24	出席
5	出席	25	出席
6	出席	26	出席
7	出席	27	出席
8	出席	28	出席
9	出席	29	出席
10	出席	30	欠席
11	出席	31	出席
12	出席	32	出席
13	出席	33	出席
14	出席	34	出席
15	出席	35	出席
16	出席	36	出席
17	出席	37	欠席
18	出席	38	出席
19	出席	39	出席
20	出席	40	出席
議長		24番委員	

●農業委員会事務局

局 長	出席
次 長	出席
主 幹	出席

4、議事日程

第1号議案

東近江市農業委員会農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用に関する指導要綱の制定について

第2号議案

平成28年度東近江市農業委員会事業計画の決定について

第3号議案

東近江市農業委員会役員の改選について

報告事項

平成27年度東近江市農業委員会事業報告について
その他

5、会議の概要

議 長 ただ今から、平成28年度東近江市農業委員会総会を開会致します。
委員総数40名のうち、出席者数は37名、欠席者数は3名でありますので、
この総会は成立致します。
日程第1は、議事録署名委員の指名であります。
議席番号5番 ●●●●委員、6番 ●●●●委員を指名致します。

日程第2は、議事の上程であります。

議 長 最初に、議案第1号「東近江市農業委員会農地法施行規則第29条第1号の規定
による農地転用に関する指導要綱の制定について」を議題とします。

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号「東近江市農業委員会農地法施行規則第29条第1号の規定による農
地転用に関する指導要綱の制定について」意見を求めるものです。
別紙をご覧ください。一番最後のところに概要としてまとめておりますので、こ
れをもちまして説明とさせていただきますと思います。
この4月1日付けで農地法が改正され、条文の移動がありました。その中で、農
地転用許可の不要な例外として、2a未満の農業施設用地については届出でよい
ことになっており、本市では平成22年に要綱を制定して取扱いを定めていまし
た。この定めが、改正前の旧農地法では32条第1号に当たりましたが、4月1
日からは29条第1号に移動しましたので、それに合せて要綱の内容や様式を見
直しを行い、現行の要綱を廃止して、新たな形で制定をするために上程させてい
ただいたものです。許可不要ではありますが、2a未満の農業施設用地について
も農地法の適正な運用を補完する意味と、優良農地の確保、近隣農地への被害防
止等を図るため、指導要綱という形で制定をさせていただくものです。従いまし
て、以前の要綱につきましては廃止をさせていただき、全文改正で新しい要綱を
制定させていただきたいということです。
条文を見ていただきますと、目的、適用範囲、届出の添付書類の関係、審査、受
理通知書の交付、完了報告、調査指導等について定めています。様式については、
1号が届出書、2号が受理通知書、3号が完了届ということになっています。
以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。第1号議案について、何かご意見ございますか。

議 長 よろしいですか。

それでは 1 号議案につきまして、採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。
全員賛成と認めます。よって本案は可決いたしました。

次に議案第 2 号「平成 28 年度東近江市農業委員会事業計画の決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号 平成 28 年度東近江市農業委員会事業計画を次のとおり定めることについて意見を求めるものです。
別紙をごらんください。併せて、農業委員会制度の改正につきましても事務局案を説明させていただきます。
28 年度の事業計画案については、先般の役員会で協議をいただき、事前には各農業委員にも提案事項について意見照会をさせていただいた中で、取りまとめをしたものです。
全体的には昨年度と同じ方向で活動させていただこうと思っておりますが、農地法や農業委員会法の改正により、一部変更をしてまとめております。

- ・・・「平成 28 年度東近江市農業委員会事業計画書（案）」に基づき説明・・・
- ・・・「農業委員会制度の改正の概要」に基づき説明・・・

なお、課税の強化・軽減の詳細につきましては、後ほどの県農業会議の事務局長が研修会の中で説明をさせていただく予定でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。第 2 号議案について、何かご意見はございますか。

28 番 課税の軽減については 28 年度からということだが、26 年からとか早くからやっているところはなぜできないのか。
また、10 年間半額ということについて、今現在、中間管理機構と結んでいる契約を解約して、再度契約し直した場合はどうなるのか、教えてもらいたい。

事務局 税制改正のことですので詳細は分りませんが、地域協力金等にも絡んでくるのではないかと思います。税の流れは 28 年度改正で 29 年度賦課となりますので、細かな取扱いまでまだ示されていないと思われますが、後ほどの研修会の中でお聞きいただければと思います。

議 長 他にございませんか。
それでは、第 2 号議案の採決に移ります。本案を承認される方は挙手願います。
（全員挙手）
全員賛成と認めます。よって本案は可決いたしました。

次に、議案第 3 号「東近江市農業委員会役員の改選について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

- 事務局 それでは、議案第 3 号「東近江市農業委員会役員の改選について」、下記の東近江市農業委員会の役員の改選に伴う選任について、意見を求めます。
去る平成 26 年 7 月 24 日開催の第 22 期農業委員会の初総会において、農業委員会役員の任期を前期・後期に分け、前期の任期を平成 28 年 4 月の定例総会までとし、再任を妨げないということで決定をいただいております。また、役員の互選につきましては、選挙による互選、または氏名推薦による互選もさしつかえないものとされています。
このことから、本日の平成 28 年 4 月の総会において、議案書に記載の役員の改選に伴う選任について、お諮りするものです。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
役員の改選に伴う選任について、どのように取り計らえばよろしいか。
- 22 番 私としては、任期の間は今の体制で行けると思っていた。先ほどの説明にもあったように、新しい委員会体制への円滑な移行のため検討委員会を設置されており、現役員も検討委員会に入ってもらっている。そういう意味でも、今の体制の中で役員を決めてもらいたいし、後 1 年程しか任期がない中で新しい役員を選ぶ時期でもないの、そのままで行ってもらいたい。
- 議 長 他にご意見がありましたらどうぞ。
- 14 番 今おっしゃったように、後わずかですし、制度の改正に向け行政との調整もありますので、留任されてはいかがかと思う。
- 11 番 同じ意見になりますが、後 1 年 3 ヶ月ほどで新しい体制に替わってしまうので、今まで会長をはじめ役員には市との協議や折衝をしてきていただいております、新しい人でというよりも、今までの方を継続してもらって、今後の協議等に是非頑張ってもらって新しい農業委員会を作り上げていただければと思う。
- 議 長 他にご意見がありましたらお願いします。
他にご意見もございませんので、現在の役員を継続して再任することによってよろしいですか。
（異議なし）
- 議 長 ご賛同をいただきましたので、役員全員は再任といたします。
- 議 長 次に、報告事項に移ります。
「平成 27 年度東近江市農業委員会活動の報告について」を議題とします。
事務局の報告をお願いいたします。
- 事務局 「平成 27 年度東近江市農業委員会活動報告について」報告いたします。
・・・平成 27 年度東近江市農業委員会活動報告書により説明・・・

議 長 報告をいただきました。本案については、報告事項にとどめておきます。

議 長 以上で、本日付議しました議案はすべて承認いただきましたので、これで総会を終了いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 14時55分 終了

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

5 番

6 番